

5 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成20年5月27日 (火)

午後5時00分

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- (1) 平成19年度秦野市一般会計予算継続費通次繰越について (資料1 教育総務課)
- (2) 財団法人秦野市学校建設公社の経営状況について (// 2 //)
- (3) 平成20年度園児・児童・生徒数について (// 3 教育総務課、学校教育課)
- (4) 幼稚園改革検討会における検討報告について (// 4 //)
- (5) 教科書展示会の開催について (// 5 教育指導課)
- (6) 教育研究委託について (// 6 //)
- (7) スポーツ・レクリエーションフェスティバルについて (// 7 スポーツ振興課)
- (8) 財団法人秦野市スポーツ振興財団の経営状況について (// 8 //)
- (9) 秦野市子ども読書活動推進計画について (// 9 図 書 館)

4 議 案

- (1) 議案第16号 秦野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて
- (2) 議案第17号 平成21年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について
- (3) 議案第18号 秦野市社会教育委員の委嘱について

5 協議事項

- (1) 教科用図書採択検討委員会について
- (2) 平成19年度全国学力・学習状況調査に係る結果の取り扱いについて

6 その他

7 閉 会

平成20年5月定例教育委員会会議録

日 時	平成20年5月27日（火） 午後5時00分～午後7時05分
場 所	秦野市役所西庁舎 3階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 平野 義耀 委員 宇山 忠男 委員 望月 國男 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 石井 邦男 生涯学習部長 草山 政義 教育総務部参事 相原 雅徳 生涯学習課長 木村 均 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 武井 敏一 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 教育総務課課長補佐(庶務担当) 諸星 昇 (兼)教育研究所長 高木 俊樹 教育総務課庶務班主査 和田 安弘
傍聴者	1名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただ今から、5月定例教育委員会会議を開催します。お手元の会議次第に沿って進めます。

まず、5月16日（金）に宇山委員が、平成20年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（山梨県）に出席しましたので、報告をお願いします。

—宇山委員報告—

委員長

ありがとうございました。それでは、前回の定例会会議録の承認についてですが、意見・質問等ありましたらお願いします。

—特になし—

委員長

前回会議録を承認してよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

前回会議録を承認します。

次に、教育長報告をお願いします。

—教育長が教育長報告9件を報告—

委員長	教育長報告に対する意見・質問等ありますか。
宇山委員	スポーツ振興財団は、何人で運営しているのですか。
スポーツ振興課長	36名です。
宇山委員	どのような業務を行っていますか。
スポーツ振興課長	主に施設の管理です。
宇山委員	施設の管理というのは、さらにそこから外部発注しているのではないですか。
スポーツ振興課長	あります。
宇山委員	財団職員は何をしているのですか。
スポーツ振興課長	通常の事務処理、管理運営等です。
宇山委員	それほど人数が必要なのですか。
スポーツ振興課長	全体的に勤務場所、業務等を振り分けていますので、人数が必要になってきます。受付業務、予約業務は全て財団職員が行っています。
宇山委員	言いたいことは、折角、民間に委託しても、スポーツ振興財団に経費がかかり、結果的に何も安くならない、ということにならないのか、ということです。「何のための民間委託か」ということにならないかと心配をしているから聞いたわけです。
委員長	民間委託をした結果の評価は、どのようにしているのですか。
スポーツ振興課長	行革の中での外部評価委員会で評価をいただいています。また、開催する教室、事業に対する参加人数、回数等での判定をしています。
宇山委員	民間委託で経費を抑えるという掛け声は良いですが、実際はどのようなのでしょうか。一般の現場での作業は民間に委託しますが、スポーツ振興財団という中間会社があって、経費がかかるので何もならないということにはならないのでしょうか。
スポーツ振興課長	スポーツ振興財団が通常の事務処理、管理運営等を行っているとしたら、スポーツ振興課は何をしているのですか。
宇山委員	他の団体との調整などです。
スポーツ振興課長	秦野はそうではないと思いますが、仕事が増え続けることで、効率が悪化していく恐れがあるので、気を付けないと何のための民間委託かわからなくなります。形だけは民間委託していても、実際には何ら効果がないということになりかねません。
宇山委員	会社、部署等に人間がおさまれば、何かやらなければいけないから、何かはしているけれども、本当にしなくても良いことまでしているのかもしれない。そういう懸念があります。
教育長	行革の中で、直営ではなく民間に委託することによって、経費が節減でき、市の職員の数が減らせるなど、民間委託は良いことであるというようなレベルで話が進むと、単純にきっと良いこと

なのだろうと思ってしまう。

ところが、宇山委員の指摘を受けると、結局、民間会社、財団等が業務を請け負い、さらにその業務を下請けに出すとすれば、最先端の労働者の報酬は少なくても中間マージンがかかり、結果的に今までと同じぐらいの経費がかかっているとしたら、行革としての効果がどこにあるのかわかりません。民間委託はどのようにすれば経費が安くなるのか、そういう民間委託、行革があるのか、といった戦略を立てる行政、市の当事者、コンサルタントなどがあるはずであろうと思いますが、こういうことに知恵ある人はいないのでしょうか。或いは、民間委託が必ずしも行革にはならないと言ってもらった方がよほど良いです。

宇山委員

民間委託をすれば良いというものではないとは思いますが。民間委託をするということは、公務員は非効率で給料が高いと言っているようなものです。

生涯学習部長

直営でやるよりもきめ細かいサービスができ、一方で経費の削減という面から民間委託ができるように、平成15年6月に地方自治法の一部が改正されました。実際的に財団職員は、非常勤が多くいます。給与面においても市の職員を雇い、直営でするよりも、民間委託をして経費の削減をするという部分が根底にあるのではないかと思います。

宇山委員

根底には理念としてあるけれども、現実にはなかなか理念どおりにはなりません。今までのお役所仕事を、効率性を導入するという趣旨で民間委託するのですが、その中間に独占企業があるわけですから、これがお役所仕事になってしまうのです。

委員長

外部に委託したら、それ以前よりもサービスの質が良くなり費用がかからなくなったのか、という評価をすればいいわけです。

生涯学習部長

確かにそうです。経費的には削減になってはいますが、さほど変わっていないという印象です。

宇山委員

効率を上げるということは、競争原理が働くか否かということです。委託先を、だめなら変えますよ、今以上に安くできる場所があれば変えますよ、という競争原理が働けば良いですが、スポーツ振興財団には競争原理が働きません。競争原理が働かないところに委託しても、お役所仕事をするだけで、何ら効率化にはなりません。

教育長

以前、スポーツ振興財団を解散できるのか質問したことがあります。市が投資しているから解散できないという大前提があり、財団以外の民間企業が落札した場合、財団はどうするのかという話になるわけです。結局、独占とは言わないまでも、入札すると、純粋な民間企業が排除されるのではないかと考えます。市が投資

しているから解散できないという財団と民間企業との競争は成り立つのか、と質問をしたことがあったのですが、納得できる答えは返ってきていません。

宇山委員

何でも民間に委託すれば良いというものではないですが、公共が人件費を削減すればするほど、平均賃金が下がってしまいます。行政が格差拡大を助長することになってしまうことも考えられ、市の経営の根幹に関わる難しい問題です。

教育長

政策会議、部長会、総合計画を策定する会議など、市の経営の根幹に関わるような原理原則を話し合う場がありますが、その場で今のような意見を活発に交わすことができる人材が秦野市に何人いるのかわかりません。また、非常に良いことを言っている、
「解散するわけにいかない」と言われたら、話は終わりです。

文化会館事業協会理事会での話ですが、補助金が3千万円から2千500万円に削減されました。経営努力でより多くのチケットを売り上げ、利益が出るとその分は全額を市に返すわけです。返さずにプールして良いものと呼ばば、と思うのですが、単年度会計で繰越はできません。このような状況の中で、秦野市として、文化に対しどのようなコンセプトを持っているのか、文化を育むために、全部使えるようなことをしたいとも思うわけです。

スポーツも同じで、市としてこれだけはスポーツ振興に予算をかけるという方針があれば良いのですが、文化、スポーツを問わず、予算が最初に削られ、行革のターゲットになっています。

このまま、もしスポーツや文化が衰退し、精神的な面、肉体的な面で健康度が疲労して、病人が増え、まちの活性化が望めなくなったとしたら手遅れなのだ、というような考え方、方向性を、行政、市民、議会、市全体が持つか否かが、財団等を、スポーツや文化をどうしていくのかということに関わってくる気があるので、なかなかこういう議論をできる場がありません。

例えば、首長が「スポーツのまちにする」と言い、毎年1億円の予算をつけ、また、「文化のまちにする」から、5千万円を文化会館に出資するという絶対揺るがないような方針があれば可能でしょうが、バランスをとりながら予算編成すると、結局、福祉がこれだけ、教育がこれだけ、文化、スポーツもこれだけ、どうしてもそうなってしまいます。

宇山委員

市の置かれている状況を考えると、市の、家計でいう可処分所得は毎年減少していきます。使わなくてはいけない福祉等の経費は膨らみ、自由に使える部分が減っていくわけです。後世に憂いを残さないようにするためには、今から可処分所得が減らない政策をとらないといけません。

委員長
宇山委員

国で言えば、今、予算があっても、国債の償還、利払いはあるけれども、実際の可処分所得は減って、それを続けていくと、将来に禍根を残します。日本は、団塊の世代が退職して、厳しくなるのはこれからです。今までは日本の中で一番良い時代でした。これからの時代に備えていかなければいけません。スポーツ振興財団もむだを省かなければいけないと思います。

委員長

その話はこれだけではなく、全体に関わる問題です。

効率化を求めるためにアウトソーシングして、そのために事務的な仕事ばかりが増えていってしまうという傾向があります。

生涯学習部長

教育委員会の領域を超えているかもしれませんが、少なくともスポーツ振興に関して言えば、教育委員会のスポーツ振興課は、これをしっかりとチェックしていく義務はあるでしょう。

宇山委員

市議会に議案を提出するということは、スポーツ振興課が財団の指導、監督をするという意味合いがあります。当然、スポーツ振興課が内容を精査することになっています。

教育長

現実には、経過措置的にやらなければいけないことがあります。例えば、スポーツ振興財団そのものを外注しようとしたら、全部を受けられる外注先がなければ、全体を把握しているところが見ざるを得ません。本来こうあるべきだ、というのを持って対応するのと、これで良いと思って対応するのとでは違います。

今の件は、これからの教育施策を講じていく上で、似ているところがあります。「予算と教員が足りない」といっても、「努力すればできる、現場の努力が足りないから、まず現場の努力、工夫、むだを省け」と言われます。どこにむだがあるのか、むだの定義がはっきりしません。市役所は、一般にむだが多いとされるわけですが、むだなことをやっている職員が何人いるのか、どれがむだで、どれがむだではないのかがわからない世界です。

教育に関して、教員の努力によって何とかしろと言われます。努力も限界だと言うと、どこが限界だということになります。国や中央教育審議会にしても、だめな部分だけを見て論じられてしまうので、本当に一生懸命にやっている教員が過労死してしまう状況もあるわけです。

例えば、市において、教育は先行投資であるから教育予算を多く出すべきだ、という言い方をすると、現実をわきまえていない、教育委員会内部で努力、節減できるだろう、という意見があります。成果主義、効率主義が強い中では、引くところは引かなければいけないことになってしまいます。すると、学校現場からは予算が足りないと言われ、学校は、結果的にPTAを頼り、それが何でPTAばかりに負担をかけるのか、となるのです。

根底には、現在のように財政が厳しい状況の中で、予算をどのように確保し配分するのか、ということがあります。むだを省けと言いますが、何がむだなのかがわからないところで、努力せよと言われても辛い部分があると思います。

宇山委員 ただ、昔の怠け者と今の働き者と大体同レベルです。昔の人はよく働きました。

教育長 黒澤明監督の「生きる」は、昭和21年の芸術祭参加作品ですが、現在の市役所では、あのようなたらい回しはないです。

委員長 発展途上国、例えば、ラオス国立大学の先生の給料は、日本円で3千円ぐらいです。それでは生活ができないので、国立大学の先生も帰宅するとアルバイトをしているそうです。そういう意味で、日本の100年前が見たかったからラオスに来てくださいと言われて行ったのですが、本当にそうでした。

宇山委員 中国の高校生が、授業は朝6時から夜10時までであると言っていました。

委員長 ヨーロッパでは、教室に午後10時頃までの時間割が貼ってあります。

教育長 貧しいと言われている発展途上国の子どもの顔を映像で見ると、ストリートチルドレンをやっているときの顔は厳しいですが、打ち解けたときの表情は、日本人が忘れてしまったような良い顔です。先ほどの仕事もそうですが、経済的に貧しい方が一生懸命働くし、人々の顔が良い顔であるような気がします。

委員長 ラオスの首都ビエンチャンでは、義務教育を受けている子どもが30数パーセントしかおらず、その中で高校まで進学する割合は高いようです。しかし、義務教育を受ける子は受けていますが、受けない子は最初から学校に行きません。受けなくても特に問題がないため、学校へ行きたいとも思わず、みんな明るく暮らしています。学力調査をやるということもありません。

教育長 その方が幸せのような気がします。

宇山委員 現在の先生は、時間的には楽になったように見えますが、精神的には大変だと思います。

教育長 本日、新採用職員に研修を実施しましたが、ほとんどの職員が整っています。挨拶もきちんとでき、3年から4年経験した教員のような顔をしています。野性的であったり、磨けば光るけれども危ないな、と思うような者は採用されません。結局、少しずつ精神的に減入って、精神的な理由で辞めたり、療養休暇を取得したりしています。

委員長 それ以外で何かありますか。

平野委員 資料4の幼稚園改革について、私立幼稚園に対する奨励制度が

学校教育課長
平野委員

記載されていますが、私立小学校、中学校に対する奨励制度はありますか。

ありません。

なぜ私立幼稚園への就園に補助するのですか。方向としては、上乗せ廃止とありますが、「上乗せ」という意味を説明してください。

学校教育課長

私立幼稚園就園奨励費は、国庫補助対象と対象外があります。国庫補助対象には、一定の所得制限の中で国庫から補助金がありますが、それに加えて市単独での補助もし、二重で手厚く保護しています。国庫補助の対象にならない家庭については、別に市費で奨励費を給付しています。ここでは、国庫補助に加えて市単独で上乗せしている部分については廃止するということです。

平野委員

小学校、中学校に補助がないにもかかわらず、幼稚園に補助する合理的な根拠があるのでしょうか。

特に秦野市は、公立幼稚園の充実を市の政策としているわけです。私立ではなく公立へ行きなさいといった明確な政策をとらずに、公立幼稚園の人数が減少している、というのは整合が図られていないと感じます。

宇山委員

その前に、もし私立に行かなかったとして、公立が全員を受け入れるキャパシティはありますか。

委員長

そこが問題で、キャパシティはあるのです。

学校教育課長

平野委員の質問についてですが、報告書2ページ「これまでの経緯」にあるように、昭和52年度から国庫補助事業として、低所得者を対象とした「就園奨励費補助事業」がおりてきました。市と国で共同して就園奨励するということが始まりです。国の働きかけに市が応じた形で就園奨励費事業が進められました。

平野委員

しかし、秦野市は公立幼稚園を充実して奨励しているので、国の施策には乗りませんということではできるわけです。

学校教育課長

現在は、私立幼稚園に行かなくても、全ての幼児を公立幼稚園で受け入れるキャパシティがあります。このような状況でありながら、あえて私立幼稚園を選択している家庭に、市が就園奨励をする根拠はないということで、上乗せ部分について廃止していきましようということです。

平野委員

それは非常に良いと思います。次に、保育料について2ページの4「まとめ」で、将来的には保護者の急激な負担増とならないよう段階的な配慮が必要と記載があります。なぜこのような検討をしたのでしょうか。現在の数字からするとこの金額が適正であると、具体的に示さないのですか。机上の議論だけではなく、金額等の結論まで示さなければ、この議論そのものがむだな気がし

教育総務課長	<p>ます。</p> <p>幼稚園の入園料、保育料の算定に当たっては、幼稚園教育懇話会における基本的な提言があります。報告書4ページの次に昭和50年度からの入園料及び保育料改定の経過があります。試算した金額と現行の金額とに乖離があったときに、幼稚園教育懇話会の中で適正基準、算定の根拠などを検討してきました。</p> <p>この根拠に基づき平成19年度で算定しますと、それほど乖離がありませんでした。しかし、これまで実クラス数と1クラス原則35人として算出した人数を算定の根拠としていましたが、幼稚園改革検討会において、受益者負担、応益負担といった考えから、在園児数による方法も検討すべきだ、という意見が出され、この方法によって算出した金額は1万1千円となり、算定根拠を変えると現状から乖離していることがわかりました。</p> <p>ただし、幼稚園改革検討会では、改定の方角で検討は進めるべきであろうが、これまでの幼稚園教育懇話会の提言がありますので、もう一度その部分をフィードバックして議論する必要があるのではないか、という報告となったものです。</p>
宇山委員	<p>簡単に言うと、試算したことにより、安いから上げようとしているのか、このままで良いとしているのかどちらでしょう。現在の金額は、高いのですか、安いのですか。</p>
教育総務課長	<p>安いです。</p>
委員長	<p>算定すると1万1千円になるのでしょうか。</p>
教育総務部長	<p>算定の根拠が別にあるわけです。</p>
宇山委員	<p>その算定の根拠はこうなりますと言わないとわかりません。</p>
教育総務課長	<p>幼稚園改革検討会という内部組織での検討ですから、このまま改定することはできません。</p>
平野委員	<p>しかし、研究し検討しているのですから、行政内部では、このような検討の結果、1万1千円が良い、とはっきり示した方が良いと思います。主導的に自分たちの考えを示してもらいたいと思います。先ほどの私立幼稚園就園奨励費上乘せ分の廃止というのははっきりしていますので、結論を出しているわけです。</p>
宇山委員	<p>ただ単に計算したらこうですというものではありません。それを全部含めてどのように考えるという結論が欲しいと感じます。</p>
平野委員	<p>こういう議論をしていたらいつまでも改革できないのです。</p>
教育総務部長	<p>幼稚園改革検討会は、市長事務部局が中心となり議論してきました。そこでこのような報告がされ、本年4月に教育委員会へ引き継がれたものです。この結果を受け、これから教育委員会としてどのようにするのか検討することになります。</p>
宇山委員	<p>これから先、財政が厳しくなり、この問題だけではなく、全般</p>

	<p>的に受益者負担を考えていこうという流れの中で、幼稚園はどうかということでしょう。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>結論から言いますと、5千400円の入園料が7千100円、保育料が1か月8千800円を1万1千円という方向性が出ていますので、教育委員会として、これを受けての検討に入るに当たって報告をしました。</p>
<p>委員長</p>	<p>最初の話に戻れば、幼稚園希望者を受け入れるキャパシティがあるのだから、上乘せはする必要がないというのは当然の論理だと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>これだけ公立幼稚園の多い自治体は珍しく、多くの自治体は、私立幼稚園に全部任せています。そういうところは、私立幼稚園が独自に入園料、保育料を定め、入園希望者を募集すれば良いのです。昭和52年頃ですと、園児数は3千700から800人でしたから、当時、全部を受け入れることが厳しい状況があり、私立幼稚園にお願いをせざるを得ないところもあったのではないかと思います。</p> <p>公立幼稚園の保育料、入園料を幼稚園教育懇話会に諮らなければいけないのか、と疑問に思ったこともありましたが、それだけ私立幼稚園の発言権が少ないのです。気を使いながら対応してきたという背景があると思います。ところが、最近では園児が減り、余裕教室ができ、保育園と一体化しながら運営している実態ですから、幼稚園年齢の幼児は100パーセント公立幼稚園で受け入れることができる状態になりました。そういった歴史的な背景もあるだろうことは十分推察できます。</p>
<p>宇山委員</p>	<p>私立幼稚園と公立幼稚園との差がデータとしてないとよくわかりません。</p>
<p>教育長</p>	<p>これから課題になる点ですので、とりあえず資料として提示しましたが結論ではありません。</p>
<p>委員長</p>	<p>その他にありますか。</p>
<p>望月委員</p>	<p>資料3、本年度の園児数についてですが、先ほど教育長から前年並みだと説明がありました。私なりの解釈で、近隣に私立幼稚園があるために、つるまきだ幼稚園が非常に少ない、ということはわかります。また、みどり幼稚園が非常に多いことは大変良いことです。秦野市は、子育て支援、預かり保育を実施し、県下でも評価されています。園児確保の対策に有効な方法だと思いつつながら、これからも力を入れていくのだろうと思っています。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>個性ある幼稚園教育を実施しているようですが、園児を獲得するための対応策は他に実施しているのでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>個性ある幼稚園教育について、各園で取り組んでいます。預か</p>

り保育も実施しています。それ以外に、園児を確保する事業としては、幼稚園入園前の子どもと一緒に体験してもらうという未就園児教室などがあります。

宇山委員
教育総務課長

公立幼稚園と私立幼稚園の費用はどのくらいですか。

私立幼稚園の4歳児における入園料で、平均すると7万8千円で、公立幼稚園の入園料は5千400円です。保育料では、私立幼稚園の平均は2万1千500円で、公立幼稚園は8千800円です。5歳児でも同じような状況です。

宇山委員

随分差がありますが、なぜ私立幼稚園へ通わせようと思われるのでしょうか。

教育総務課長
教育長

私の見解では、バスでの送り迎え、長時間保育だと思います。

バス通園、幼稚園給食、延長保育という3つが、私立幼稚園にあつて公立幼稚園にはなく、私立幼稚園を選択する理由だと昔から言われています。

宇山委員

3つ全部とは言いませんが、1つでも公立幼稚園で実施しようということはないのですか。

教育長

延長保育については、預かり保育という形で解消されています。給食は施設の関係で難しいと思います。通園バスについては、親と子が手をつないで登園、降園することに教育的価値があるとしています。

私立幼稚園を選択する理由で、親同士の関係がまずく関わりたくないために、バスが家の前まで来る私立幼稚園に入れたという話を聞いたことがあります。それ以外には、公立幼稚園にはない建学の精神、宗教的な教育、情操教育など、幼稚園の経営方針、教育方針が大変に良いということもあります。

委員長

教育目標、人材育成目標といったものに賛同する方が私立幼稚園を選択するわけです。

宇山委員

随分差があります。この差がますます私立幼稚園を選択され、公立幼稚園は1人当たりの単価がかかるので保育料を値上げし、公立幼稚園の保育料が上がれば、さらに私立幼稚園への就園が進むことになってしまいます。

平野委員

逆に公立幼稚園の良さをアピールすれば良いわけです。秦野市は、施設といったハード面ではなく、ソフト面で幼小一体化を進めています。この点をアピールしていけば、逆に増えるのではないですか。

教育長

私の率直な感想ですが、私立幼稚園のうち、特に宗教教育の面で個性を出す幼稚園は別だと思いますが、それ以外の幼稚園と公立幼稚園の保育内容を比べたときには、決して負けていないと感じます。それは、私立幼稚園の場合は、賃金の問題などにより3、

4年勤めて結婚を機に教諭が退職することもままあるようです。公立幼稚園はというと、お母さん先生もいれば、子どもや親との信頼関係を得るには十分足るだけの人材がいます。安定した保育は公立幼稚園の方があるだろうと思うわけです。

しかし、バス通園を考えると、私立幼稚園の先生が運転手と当番で乗車し、約1時間程度のルートを回ります。保育時間だけではなく、その前後も入れると相当長い時間を親御さんは子どもから開放されることになるのです。どうも、その方が強くて、公立幼稚園に行くと、徒歩通園、PTA役員をやらなくてはいけない、そういったところも私立幼稚園を選択する理由になっています。

それに迎合して、秦野の公立幼稚園も負けずに、というのは、費用の問題もありますが、幼児教育そのものをだめにするのではないか、という思いもあるのです。

幼稚園通園区域を自由にしたのですが、影響はほとんどありません。将来入学する小学校を考え、また、友達関係などからすれば、よほどの事情がない限り、わざわざ他の地区へ行くことはありません。幼稚園通園区域を自由にしたら、次に考えられることは、秦野市内を回り好きな幼稚園で降りられるような通園バス、循環バスを導入すればということもありますが、自由園区にしたために、他地区へ行きたいということは生じていないという分析結果ですので、近くの幼稚園に、徒歩通園していただくことが一番良いのではないかと思います。

平野委員

市の努力として、そういう宣伝が足りないのです。教育目的からいったら、公立幼稚園は地域社会に溶け込んでということと、宣伝が足りないからこのような状況になっているのではないのでしょうか。

委員長

これはもっと長いスパンで見ると、例えば10年前、20年前だと高く、以降、明らかに公立幼稚園への就園率は下がっている傾向にはあるのでしょうか。高い時代があったのでしょうか。

教育総務課長

公立幼稚園が少ない時代から14園に増やしたとき、就園率が高い時期はありました。それから徐々に減っています。

宇山委員

就園率を出す基準ということは、その年の子どもに対して、ということでしょう。そうすると、私立幼稚園と公立幼稚園に就園していない子どもがいるのではないですか。

教育長

就園率の算出方法を説明してもらえますか。

宇山委員

全体で4歳児の就園率が51.7パーセントということは、残りの48.3パーセントが私立幼稚園を選んでいると解釈して良いのですか。

教育総務課長

いいえ、秦野市全体の4歳児の中で、公立幼稚園へ就園してい

	<p>る幼児が51.7パーセントおり、その他の48.3パーセントは、私立幼稚園、保育園、その他ということになります。</p> <p>また、就園率とは、その年の就園対象児に対する在園児の割合です。</p>
宇山委員	<p>例えば、みどり幼稚園4歳児の約85パーセントが、幼稚園へ通っている総数だということもあり得るのですか。</p>
教育総務課長	<p>可能性としてはあります。みどり幼稚園における旧通園区域内で、約85パーセントが幼稚園へ通っていますが、15パーセントはわかりません。</p>
宇山委員	<p>幼稚園は義務教育ではありません。そうすると、入園しない幼児もいるので、幼稚園へ行く子どもは全員就園していると解釈できるわけです。</p>
委員長	<p>そういうことにもなり得るでしょうが、今の4歳児で幼稚園に行かない子どもというのはほとんどないでしょう。</p>
宇山委員	<p>私立幼稚園へ行く数が割合的に少ないのであれば問題にすることもないですが、それがどのくらいかわかりません。</p>
教育総務課長	<p>平成19年度ですが、私立幼稚園へは19.3パーセント、保育園へは24.2パーセント、その他、これに未就園が含まれますが1.3パーセントです。</p>
委員長	<p>ほりかわ幼稚園ですが、5歳児が91.9パーセント、4歳児が60.5パーセントとなっています。1年でこれほど違ってくるというのは間違いではないですか。</p>
教育総務課長	<p>間違いではなく、年齢ごとに出していますので、5歳児で見ますと、平成19年度の4歳児が89.2パーセントですから、ほとんど変わっていません。</p>
教育長	<p>この就園率は、幼稚園ごと、年齢ごとに出しています。その算出は、旧通園区域内に住む4歳児の数がわかりますので、その幼稚園の在園児が何パーセントに当たるのかを計算しているのです。また、本町幼稚園に通っている子が57.5パーセントですと、残りの約40パーセントの子は幼稚園ではわかりません。多分、私立幼稚園、保育園、民間託児所なのだと思います。</p> <p>みどり幼稚園の就園率85パーセントというのは、旧みどり幼稚園通園区域内の幼児のうち約85パーセントがみどり幼稚園に入園しているということです。このことから、保育園や私立幼稚園に通っている子は、他の地区に比べて少ないことがわかります。つるまきだい幼稚園の場合は、保育園、私立幼稚園等に通っている子が、旧つるまきだい幼稚園通園区域においては多い、という算出をしていることになります。</p>
委員長	<p>そういう意味では、市全体で見ると就園率が下がっているとい</p>

うことは言えます。そうすると、先ほどの平野委員の意見のように、市立幼稚園教育の良さをアピールする必要があるのではないかという話にはなりません。

教育長 一方では、保育園ニーズが高まってきますと、保育園に入る子を公立幼稚園に引っ張るわけにはいきませんから、私立幼稚園と公立幼稚園の相関を見ていかないといけません。

平野委員 園児募集のときに公立幼稚園の良さをしっかりとアピールしているか否かが問題だと思います。

教育長 地域の雰囲気がありますが、これはかなり固定的な傾向だろうと思います。私立幼稚園の選択が急に増えるということはずないと思います。ただ、二宮町、平塚市、伊勢原市等から通園バスが秦野まで乗り入れられており、争奪戦が始まっています。ですから、あの幼稚園が良い、という話になれば、近所の友達同士でそちらへと流れていきます。

委員長 一般論から言えば、私立幼稚園でも園児は減っていますから、一生懸命やっても私立幼稚園であつても潰れるところは出てくるわけです。

教育長 子どもの絶対数が減っています。

委員長 必ずしも公立幼稚園から私立幼稚園への動きで公立幼稚園の園児が減っているということではありません。保育園に関する説明は説得力があります。

教育長 保育園の待機児童が多くなっているわけです。

委員長 その他はいかがでしょうか。

では、先ほどのスポーツ教室事業に関してですが、女性が圧倒的に多く、男性の参加が極めて少ないように感じます。男性が多かったのは肩こり腰痛ストレッチです。あとは圧倒的に女性で、男性が参加する教室があまりないようです。これは、男性が参加できるようなプログラムが用意されていないということではないのですか。要望はないですか。

スポーツ振興課長 このことにつきましては、スポーツ振興財団でも色々と工夫しながら実施しています。女性ですと、友人と誘い合って教室に申し込む傾向があるようですが、男性の場合には、平日となると勤めていることが多いですから、傾向として増えていないということです。男性に来ていただけるようなアピールもしていきたいと思います。実態として、女性限定ではありませんので、工夫しながら呼びかけていきたいとは思っています。

教育長 平日の午前中、平日の午後など、働いている男性は対して、何を工夫しているのですか。

スポーツ振興課長 午前中、午後ばかりでなく、夜という教室もあります。

平野委員 今後、時間帯も今以上に工夫をしたいと思います。
市役所が実施しているわけではないのですから、便宜を図って夜に実施する等した方が良いと思います。

望月委員 開催回数について、8回が多いのですが、何か根拠があるのでしょうか。

生涯学習部長 インストラクターが教室を週1回という形で計画しますと、1つの教室を2か月ないし1か月で考えた場合、2か月では8回、1か月では4回となるのだと思います。

平野委員 スポーツ教室で、26ページ10番の「親子ビクス」というのは何ですか。

スポーツ振興課長 親子でふれあいながら行うエアロビクスだと思います。

平野委員 もう一つ、31ページのジダンゴ山で登山というのはおかしいです。ハイキングならわかります。

教育指導課長 資料6の研究委託についてですが、これは市から学校に割り当ててるのですか、それとも学校から受けたいというのですか。

平野委員 両方のケースが考えられます。教育課程の研究委託については、校長会を通じて照会します。

平野委員 市から学校へ投げかけるわけですか。

教育指導課長 はい。ただ、全園、全校を対象にしているものは別ですが、一定程度絞られているものがあります。例えば、下から3つ目、小学校国語・算数研究実験学校、これは各学校の意向をお聞きした上で委託をするという形です。次ページ2番目の神奈川県教育委員会による校種間連携推進研究などは、市から声かけをする場合もあります。

教育長 校長会に投げかけると、校長会の中で話し合い、決まる場合もあります。

平野委員 研究委託の中に体力増進をやっている学校は一つもないようです。

教育指導課長 神奈川県教育委員会の(3)に「かながわイキイキスクール実践研究校」があります。去年まで「キラキラタイム」という名称で実施された研究で、小学校体力増進食育といったことを研究する拠点校を決め、そこから小学校全校で研究するというものですが、(3)は、この事業の中学校版です。今年の本町中学校が拠点校になり、来年度はここから広げていくという事業です。

平野委員 「イキイキスクール」という言葉を使う必要はないのではないのでしょうか。わかりにくいです。

委員長 これは研究校が1年間の研究結果を提出して、それを参考にまた他の学校に広げていくということですか。

教育指導課長 そうです。

委員長 教育指導課長	その研究成果は必ず出ますか。 小学校における「キラキラタイム」では、末広小学校が拠点校なり、学校の食育では栄養教諭と担任との関わり方、子どもたちの休み時間の使い方、体育の授業での指導内容などのモデルをつくり、次年度には他の小学校に広げたという実績はあります。
平野委員	実践前と実践後の比較はできるのですか。例えば50メートル走で、何秒だったのが何秒になったとか、これだけ体力が増進しました、といったデータは出ていますか。
教育指導課長	キラキラタイムの小学校は、神奈川県運動測定対象校になっていますのでデータは出しています。ただ、1年間で大きな成果が出たか、数値が目標に達したか否かは何とも言えません。
教育長	末広小学校では、職員の意識が変わり、システムとして継続されています。データの的にもグラフが右肩上がりが出ています。やる意味はあると思います。
委員長 望月委員	その他はよろしいですか。 市の指定研究ですがこれは単年度ですか。それとも1年間研究し、よくわからないという場合には引き続き研究するのですか。
教育指導課長	今年度研究し、もう一度、次年度も引き続き研究することもあります。以前、東小学校、中学校が同じような小・中連携に関する研究で、単年度契約でしたが、結局、4年間続けたという実績もあります。場合により内容的に年度がまたぐこともあります。
委員長	以前は、地域連携といった内容が入っていた時期もあった気がするのですが、なかったのでしょうか。
教育指導課長	ここにはありませんが、中学校区の生徒と児童を育む事業は、毎年続いています。
委員長	秦野市の予算で、学校と地域との連携を図る、まちの学校ではできないが、こういうことはできるということを表に出しても良いのではないかと思います。 その他はよろしいですか。
委員長	—特になし— では、教育長報告に対する質問は以上で終わります。 次に、議案に入ります。この定例会には3件の議案が提出されています。まず、「議案第16号 秦野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて」説明をお願いします。
委員長 宇山委員	—教育総務部参事が議案第16号について説明— 意見・質問等ありますか。 「総括教諭」は置かなければならないが、「主幹教諭」は必ずしも置かなくても良いということですか。

教育総務部参事	<p>学校教育法では、主幹教諭を置かなくても構いません。置くことができるという規定です。</p> <p>神奈川県では、従前から総括教諭を置いていますので、引き続き置き、文部科学省が置くことができるとした主幹教諭を総括教諭に充てるというものです。</p>
宇山委員	もし主幹教諭が総括教諭になった場合、名称はどちらですか。
教育総務部参事	秦野は「総括教諭」です。
宇山委員	では、主幹教諭という名称は出てこないのですね。
教育総務部参事	辞令には出てきません。
教育長	<p>補足ですが、主幹教諭と総括教諭は同義語ではないです。神奈川県は、独自に法改正以前に「総括教諭」を置いていたのですが、法改正で国が「主幹教諭」としたのです。国との調整で、規則に明示して総括教諭を主幹教諭と読み替えることにしました。</p> <p>総括教諭を置かなければいけないわけではありません。県が今までの主任制による主任を総括教諭に変えただけです。</p>
宇山委員	主幹教諭も任意なのですね。
教育長	任意です。置くことができるのであって、置かなくても良いのですが、主幹教諭は一般教諭と違い、準管理職扱いとなり給料表が別なのです。
宇山委員	総括教諭はどうですか。
教育長	同じです。給料表が違います。
宇山委員	給料表には総括教諭と主幹教諭と両方があるのですか。
教育長	国としては、主幹教諭のみ給料表が違います。神奈川県は総括教諭を置いていましたが、国からは主幹教諭ではないとされたわけです。そこで、主幹教諭を総括教諭に充てることにしました。
委員長	これまでどういう教諭を総括教諭にしてきたのですか。
教育長	主幹教諭が目指しているものと同じ内容で総括教諭を置いていました。
宇山委員	神奈川県は総括教諭とすとか、又は、国が主幹教諭なので主幹教諭に直すとか、複雑にしないようにできないのでしょうか。
教育長	<p>総括教諭とは言います。総括教諭には主幹教諭を充てると規則に規定しておけば、給料も保障され、制度的には問題ありません。主幹教諭という名称を秦野は使いませんが、給料的な保障の裏づけのために、規則への明示を国が条件としたのです。</p>
宇山委員	総括教諭と主幹教諭では給料が違うのですか。
教育長	同じです。
宇山委員	同じなら変えることはないと思います。総括教諭兼主幹教諭で両方の手当をもらうというわけにはいきません。
教育長	結局、学校教育法等には、総括教諭という根拠がなく、主幹教

諭を置くことができるかとあります。主幹教諭には、準管理職的な手当を支給すると給料表で示されます。神奈川県では、既に置いている総括教諭を主幹教諭とみなすよう国に申し入れました。その結果、国からは、規則に明示されていない限りは認められないので、規則で規定するように指導されたと聞いています。

委員長 先生の職には、校長、教頭の次に主幹教諭があるのですね。神奈川県は総括教諭という職を置いたわけですか。

宇山委員 簡単に質問します。秦野市は、例えば、「総括教諭でいきます」或いは「主幹教諭でいきます」ということは可能なのですか。

教育長 秦野市だけ、県下の他市町村と違う名称は使えません。県の規則改正にともない、市の規則を改正するもので、規則改正ですから、議案となり教育委員会の議決が必要となります。

委員長 他にありますか。

委員長 —特になし—

委員長 それでは、「議案第16号 秦野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて」原案のとおり可決してよろしいですか。

委員長 —異議なし—

委員長 よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第17号 平成21年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書採択方針について」説明をお願いします。

委員長 —教育指導課長が議案第17号について説明—

委員長 質問・意見等ありますか。

教育指導課長 今の教科書は21年、22年分について、教科書会社を変えないということですか。変える教科書会社はないのですか。

平野委員 はい。小学校においては全部同じです。

教育指導課長 教科書会社は改訂版を出さないということですね。

平野委員 現在の小学校の教科書会社は、新しいものは出しません。

前に採択した教科書について、学校の先生から色々と聞いた上で、他の教科書に乗り換えるか否かということでしょうか。

宇山委員 これまで使っている教科書で、特に問題がなければ、それを引き続き使うということですか。

教育指導課長 そういう方向で採択を考えていきたいと思っています。

委員長 しかし、変えても良い年度ですから、変えることもできるのですね。

教育指導課長 変えても良いです。

教育長 この議案は、採択に関する基本方針について、審議していただきます。

委員長	よろしいですか。 —特になし—
委員長	では「議案第17号 平成21年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について」原案のとおり可決してよろしいですか。 —異議なし—
委員長	よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。 次に、「議案第18号 秦野市社会教育委員の委嘱について」説明をお願いします。 —生涯学習課長が議案第18号について説明—
委員長	意見・質問等ありますか。 —特になし—
委員長	「議案第18号 秦野市社会教育委員の委嘱について」原案のとおり可決してよろしいですか。 —異議なし—
委員長	よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。 続いて、協議事項に入りますが、「教科用図書採択検討委員会について」は、静ひつな採択環境の確保という観点から、また、「平成19年度全国学力・学習状況調査に係る結果の取り扱いについて」は、前回から継続した協議事項で、現時点における非公開情報が協議の場で取り扱われることが予定されています。 したがって、これらについては、秘密会での審議としてよろしいでしょうか。 —異議なし—
委員長	それでは、「教科用図書採択検討委員会について」及び「平成19年度全国学力・学習状況調査に係る結果の取り扱いについて」は、秘密会での審議とします。 それでは、ただ今から秘密会とします。関係者以外の退席を求めます。